

国家公務員退職手当法施行令の一部を改正する政令要綱

- 一 国家公務員の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算に当たりその在職期間が通算されることとなる法人について、対象を追加すること。（第九条の二及び第九条の四関係）
- 二 この政令は、公布の日から施行すること。
- 三 その他関係政令について所要の改正を行うこと。